

瀬戸市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

瀬戸市議会議長 小島俊介

瀬戸市議会規則第2号

瀬戸市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会委員会傍聴規則（平成13年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(傍聴人の定員) 第4条 一般席の傍聴人の定員は、 <u>12人</u> とする。	(傍聴人の定員) 第4条 一般席の傍聴人の定員は、 <u>7人</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。